

第3回東京都北区資源循環推進審議会 議事録

日時：平成30年8月22日（水） 14:00～

場所：北区第一庁舎 4階 第二委員会室

出席者：

委員	[出席] 山谷委員、上遠野委員、松波委員、小池委員、小田切委員、永井委員、石川委員、唯根委員、渡部委員、長谷川委員、鈴木委員、小笹委員、尾花委員、鰐淵委員、田村委員、齊藤委員、中嶋委員 [欠席] 小川委員 [遅参] 石山委員
事務局	北区：早川生活環境部長、土屋リサイクル清掃課長、大石北区清掃事務所長 戸澤北区清掃事務所副所長、和田リサイクル生活係長、半田計画事業係長 八千代エンジニアリング株式会社：後藤

〔次第〕

1. 今後のリサイクル清掃事業のあり方について
2. その他
(1) 事務連絡について

〔配付資料〕

- ・ 第3回東京都北区資源循環推進審議会審議会次第
- ・ 資料1 第2回東京都北区資源循環推進審議会議事録（案）
- ・ 資料2 審議事項個別シート
- ・ 資料3 重点施策の検討資料
- ・ 資料4 北区のごみ減量・リサイクルに関するアンケート調査（抜粋）
- ・ 資料5 今後の進め方について

〔議事〕

開会

○事務局（生活環境部長）

皆様、こんにちは。定刻の2時よりは少し早いですが、本日まで出席の委員の皆様お揃いでございますので、ただいまから第3回東京都北区資源循環推進審議会を開催させていただきます。

できます。

少し涼しくなったかと思いましたが、本日は、真夏に戻ったような暑い中、また2時という暑い時間にお集まりをいただきまして、まことにありがとうございます。それでは、第3回審議会は2時間程度を予定しております。お暑い中、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

本日の資料の確認をさせていただきます。全て事前に送付をさせていただいております。

- ・まず、本日の資源循環推進審議会の次第、A4の1枚になります。
- ・資料1は、第2回東京都北区資源循環推進審議会の議事録。右肩に資料1とあります27ページのものでございます。
- ・資料2は、審議事項の個別シート。A4のホッチキス留め10ページの資料でございます。
- ・資料3は、カラー刷りのもの、重点施策の検討資料。8ページの資料。
- ・資料4は、北区のごみ減量・リサイクルに関するアンケート調査の抜粋。A4の白黒両面5枚になります。
- ・資料5は、A4、1枚、今後の進め方について。

以上でございます。資料に不足等はございませんでしょうか。

それでは、本日の定足数の確認をさせていただきます。17名の委員の方の出席をいただいております。審議会の定足数であります過半数を満たしているため、本審議会は有効に成立していることを確認させていただきます。なお、本日、〇〇委員が欠席、〇〇委員からは遅刻とのご連絡をいただいております。どうぞよろしくお願いたします。

ここからの進行につきましては、会長にお願いをいたします。よろしくお願いたします。

○会長

それでは、会議の進行を務めさせていただきます。本日は、戸別収集、家庭ごみの有料化など、議題がたくさんですので、円滑な進行にご協力いただきたいと思います。

それでは、まず小委員会長からお願いします。

○委員

はい。8月7日、火曜日、午後2時、北区役所151会議室で開催いたしました小委員会についてご報告させていただきます。

小委員会では、第2回審議会で承認されました審議事項であります戸別収集、家庭ごみ有料化、大規模排出事業者、小規模排出事業者、高齢化社会にふさわしいリサイクル清掃事業、清掃事業関連施設の再編について議論を行いました。特に戸別収集につきましては、前回、平成24年度・平成25年度の審議会でいたしましたアンケート結果を確認し、家庭ごみ有料化の検討については、全国の有料化の状況を踏まえまして、東京多摩地区の自治体や導入検討自治体について議論を行い、本日の審議事項の資料作成をお願いしたところでございます。

以上、小委員会の報告でございます。

○会長

ありがとうございました。続きまして、前回、第2回の議事録の確認をしたいと思えます。事務局からお願いします。

○事務局（リサイクル清掃課長）

はい。資料1をご覧ください。

第2回審議会議事録の案を配付させていただいております。委員の皆様には、議事録の案をご確認いただき、誤りなどございましたら、来週8月31日、金曜日の午前中までに事務局までお知らせください。

その後、会長から最終確認をいただいたのち、議事録として確定をさせていただきます。確定した議事録は、前回のご説明と同様に、委員のお名前を伏せ、公開させていただきます。

議事録の取り扱いは以上になります。よろしく願いいたします。

○会長

ありがとうございました。議事録は、前回同様の取り扱いということになります。よろしく願いいたします。

それでは、審議事項に入ります。事務局から説明をお願いいたします。

1 今後のリサイクル清掃事業のあり方について

○事務局（リサイクル清掃課長）

資料2の1ページをご覧ください。戸別収集の地域拡大についてです。

まず、滝野川地区モデル事業の経緯です。平成14年2月より、滝野川地区で戸別収集を開始しました。開始の経緯は、消防署や自治会から放火防止への対応の要望があり検討したところ、滝野川地区では狭小路地が多く、ごみ収集に小型車両を多く使用していたことから、人員と機材の大きな変更なく戸別収集の実施が可能であったことから戸別収集を開始しました。

次に、ごみ減量施策としての効果です。一般的に戸別収集の効果は、①区民の自己責任の向上、②区民のごみ出しの負担軽減、③集積所のトラブルの軽減、④不法投棄の抑制、⑤違反者への指導効率向上などにより、ごみの減量効果があると言われております。

滝野川地区での戸別収集前後のごみ量と王子・赤羽地区とのごみ量の比較では、平成14年度時点で平成12年度と比べると、1.5%の減、平成19年度時点では、平成12年度と比べると0.1%の減と、それほど大きな変化が見られない結果となっております。そのため、戸別収集の地域拡大に当たっては、先行自治体の取り組みを参考に、家庭ごみの有料化を同時に進め、ごみ減量と併せて戸別収集経費の確保も検討する必要があると考えております。

次に、区民意見です。資料4の平成25年度に、区民3,000世帯を対象に実施しました「ご

み減量・リサイクルに関するアンケート調査」によりますと、王子地区、赤羽地区では、約7割が現状の「集積所での収集がよい」と。また、滝野川地区では、約6割半の方から、「戸別収集の継続を希望する」との回答をいただいております。数値では、北区内でも地域により意見が異なる結果となっています。

次に、課題です。まず収集体制と経費です。王子・赤羽地区では、大型の共同住宅が多いことから、大型車により効率的に集積所でのゴミ収集を行っています。戸別収集に切りかえた場合、ゴミ収集時間が増加することから、効率よく収集作業を行うためには、大型の車両から小型の車両へ変更することと台数の増加が条件となることや、収集車両の増加に伴い作業員の増員による収集体制の大幅な見直しが必要となることが課題となります。

なお、王子・赤羽地区での集合住宅を除いて戸別収集を行いますと、試算では年間で約2億円の経費が必要となります。

2ページ目をご覧ください。次に、さまざまな条件と多くの区民・事業者の理解についてです。清掃事業での収集作業は、商店街の通行規制をはじめとするさまざまな調整や対応が必要となります。そのため、収集時間になるべく公平となるように、半年に一度、収集現場の見直しを行っています。したがって、戸別収集の実現には、人員機材の増加による収集体制の抜本的な見直しだけでなく、さまざまな要望に対応しつつ、なるべく多くの区民の方々の理解が必要であると考えております。

参考までに、アンケート調査の結果を以下のとおり、各地区別にまとめています。全体としましては、地区ごとに現状を追認するという意見が多く、戸別収集を行っていない赤羽・王子地区では、「高齢者や障害者の方々への個別対応を求める」との意見が多くあったことを申し添えます。

以上でございます。

○会長

ありがとうございました。皆さんから、戸別収集の地域拡大につきまして、ご意見ございましたら、お願いいたします。では、〇〇委員から。

○委員

最初に基本的なことですが、1ページの「戸別収集」という言葉と、8ページに書いてある「訪問収集」は、どのくらい違うのかというのを、わかりやすく教えていただきたい。

○会長

事務局から、課長、お願いします。

○事務局（リサイクル清掃課長）

まず、戸別収集は、玄関先に場所を決めて、廃棄物を置いていただいて、それに合わせて収集をする。家ごとに収集をされるとご理解ください。ふれあい収集については、清掃事務所から説明させていただきます。

○会長

お願いします。

○事務局（清掃事務所長）

「ふれあい訪問収集」は 75 歳以上の方という条件のもとで、その方の玄関先まで行き、ごみを収集するのと同時に安否確認を行っています。

以上でございます。

○会長

よろしいでしょうか。

○委員

はい、結構です。

○会長

訪問収集も戸別には訪問するでしょうが、玄関先までですね。私も拝見させていただいたことがあります。団地にお住いの方のドアのところまで取りに来ていただけるようですよ。戸建ての住宅ですと、それほど違わないかもしれませんが、集合住宅ですと、玄関先までということが大きく違っておりますし、それからやはり安否の確認とかも気を遣っていただけないかなと思います。ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。○○委員。

○委員

ちょっとお伺いしたいのですが、王子・赤羽が戸別収集は難しいという回答だと理解しておりますが、それはそれで、これ以上申し上げるつもりはありません。

滝野川地区のモデル事業というのは、果たしていつまでがモデル事業ということでしょうか。例えば、コミュニティバスもモデル事業でやっていて、あれもいろいろ議論があるところですが、この収集については、モデル事業というのはいつまでかを教えてください。

○会長

お願いします。

○事務局（清掃事務所長）

これはあくまでも現在、滝野川地区だけでやっているという意味でのモデル事業ということでございます。

以上でございます。

○委員

苦しい言い訳だと思いますが、モデル事業というのは、モデルにして、今後どこか成果を見て、それをいろいろなところに広げていくというのが1つのモデル事業という言葉の意味だと思います。ですから、これはこのままずっと行くのだと、モデル事業というか、滝野川方式というような感じというか。20年も30年もモデルというのをやっていくというのは、ちょっと不自然な気がしますが、どうでしょうか。

○事務局（清掃事務所長）

委員のご指摘のとおりでございます。名称についても、検討していきたいと思っております。

○会長

はい。では、部長、お願いします。

○事務局（生活環境部長）

狭小路地が多く、人員機材がさほど多くなくできるということで滝野川でモデル地区ということで始めさせていただいた経緯はご説明をさせていただいたとおりです。

そこから、前回の審議会でも、アンケートでも、現状追認というところが多いことから、そのままモデル事業として、モデル事業が終わったかという、そういう仕切りをしておりませんので、これまでどおりモデル事業が続いてきているという状況です。そうした中で、今回、審議会に諮問をさせていただく中で、この各戸収集をどのようにしていくのか、王子・赤羽については、なかなか人員、機材の課題が多いという困難が多い中で、事務局としては、例えば有料化とセットにして考えていくというようなことが必要なのではないかという考えを持っておりますが、委員の皆様方にここでご審議をいただきたいと思っております。

○会長

他にいかがでしょうか。○○委員。

○委員

参考までにお伺いします。1ページ目の「ごみ減量施策としての効果」で、平成12年度に比べて平成14年度、また平成12年度に比べての平成19年度のごみの変化の数値が出ておりますが、滝野川地区のベースとなっている人口や世帯数の変化はどうなっていますか。分母が変わってくると、また違うのかなと思いますが、一応この数値がわかればありがたいと思えます。

○会長

課長、お願いします。

○事務局（リサイクル清掃課長）

世帯数の推移については今データがないので、後ほど調べてお答えします。ごみ量についてはデータがございます。滝野川地区の戸別収集は、平成14年2月でございますから、平成13年の途中から始まりました。それで平成12年度、平成14年度のごみ量を比較しますと、滝野川地区では平成12年度のごみ量が24,137.86tです。それに対して平成14年度が22,811.38tということで、差し引きしますと1,326.48tの減となっています。

そこで、平成12年度を100とした場合に、平成14年度では94.5%となります。それに対して赤羽と王子地区では、同じように平成12年度のごみ量が64,641.98t、平成14年度では62,042.91tで、こちらも2,599.07t減っています。北区全体として減っているということで、王子と赤羽地区を100とした場合に、平成14年度は96.0%ということになります。お示しの1.5%の減という数字は、平成12年度と平成14年度における滝野川地区のごみ減量率の94.5%と王子と赤羽地区とのごみ減量率96%を比較したもので、滝野川地区では1.5%ほど王子と赤羽地区よりごみが減ったというデータがございます。

そして、同様に平成19年度を比較しますと、0.1%と「あまり変わらなくなってきた」

というのが、今回資料でお示した数値となります。それ以外の世帯数等のデータは、今持ち合わせていませんので、後ほどお知らせしたいと思います。

以上です。

○会長

よろしいですか。〇〇委員、どうぞ。

○委員

アンケート結果を見ると、戸別収集を実施しているところと実施していないところの差がすごくあると思っています。戸別収集の拡大がテーマになっていますが、やはり関心を持っていただくとか、そういう動機づけが必要なのかなと思っています。私の住んでいるところでは、滝野川ではありませんが、戸建ての家やアパートの前にごみを出す戸別のよう形態が部分的にとられています。多分、以前あった集積所でのごみ出しのルールが守られていないという状況があって、その収集方法が工夫されたのかなと思います。例えば滝野川地域以外でも、そういうさまざまな状況に応じて戸別のよう収集で対応をしているところが他にもあるのかとか、そのような相談や、そういう傾向というのが増えているとかありましたら、教えていただければと思います。

○事務局（清掃事務所長）

清掃事務所長です。赤羽・王子地区で一部戸別収集になっている原因ですが、委員のおっしゃるとおりで、集積所でのごみ出しのマナーが悪いところだと、そのご近所の方から「何とかしてくれないか」という相談を受け、私どもの職員が現地に行きまして、地元の方と相談して、戸別収集になったとか、または2世帯に集積所1つとか、そういうふうな対応をしています。最近だんだん増えているような傾向がございます。

○会長

〇〇委員。

○委員

課長がお答えいただいているように、私どもの町会でも、非常に1カ所に他地区から大量にごみが捨てられて困っているところがありました。今回、清掃事務所さんのご尽力で、問題が解消しました。その場所の集積所をなくして、その場所に大きな立て看板を立てていただいて、ごみがなくなったということで、それについては大変感謝申し上げたいと思います。

一方、集積所については、例えば私が「この家の前でいいですよ」と言って、何軒もお宅のごみを集める。このようなやり方は、だんだん住民が高齢化をしてきて、理解が深まらなくなってきています。ここのお宅がだめになったときに、「次は隣」と言ったら、今までやっていないところはお引き受けしていただくというのが、びん・缶のリサイクルと両方ですが、非常に難しさがこれから出てくるということも、ご理解いただかなければいけないと思います。他人のごみを自分の家で預かるという美徳が、美化の気持ちがだんだん薄らいできているのは現実ですから、そこは町会長等々、大変苦労しているというのも

ご理解いただきたいと思います。

○会長

○○委員。

○委員

この、特に2の「ごみ減量施策としての効果」のところの先行自治体の取り組みを参考に①の効果から戸別収集経費の確保も検討する必要があるということの問題提起と、それから課題の①の一番下の「試算では、約2億円の経費が必要となる」というところを関連づけて考えますと、どういうことをこの審議会の中で話してもらいたいかということがはっきりしていません。ですから、小委員会での結論というのは、あったのかどうかというのを私はまず聞きたいということがあります。

その前に、滝野川地区の戸別収集というのが出てきたのは、多分平成12年度だと思えますが、都区制度改革がありまして、清掃事業をどうするのかという扱いが大きな課題になったと思います。そのときに、結果的には一部事務組合をつくって、そこに清掃事業を集約しましょうということになったと記憶しております。

その流れで言いますと、この戸別収集というのは、確かに滝野川地区の住まいの傾向として、狭い戸建てが多い。そんなような中で、でかい清掃車が入れないと。そういう中で戸別収集という1つの手段を使い、これはもちろん行政側も提案した話ではあると思いますが、むしろ、私どもの意見を言ってしまうと、清掃組合で、この滝野川地区のこういう状況を踏まえて、個々にやる。それをモデル化して、先ほど○○委員も言ってくれましたが、モデル化して、これを王子・赤羽に展開したいなという思惑があったと思えます。

しかしながら、このシートにも書いてありますように、何せお金がかかりますね。そのところで、話が止まっている。いまだにモデル化ということで、いわば継続しているというような経過があると思えます。

ですから、それはそれとして、皆さんに私としてはご理解をいただきながら、この有料化、それから戸別収集経費の確保として2億円ということを出したとすれば、戸別収集を王子・赤羽に拡大するとすれば、家庭ごみの有料化、それから経費を確保しなければできませんよというような結論としていると思えますが、このことについて小委員会の方針、あるいはそれを受けた行政の考え方というのはどうなのかというのをはっきりしてもらわないと、ある意味では審議会で議論できないのではないかなと思っておりますが、どうお考えでしょうか。

○会長

これは行政にお聞きになったようですね。

○委員

あと、小委員会。

○会長

なるほど。そうでしたら、小委員長、すみませんが、お願いします。

○委員

戸別収集のことですが、委員がご指摘のとおり、困難さが、経費の面でも、それから自治体実施のアンケート調査の結果が、戸別収集地域拡大をやるにも困難な状況です。という話がございます、その上で、この資料からもわかりますが、課題と書いているところで、特に戸別収集、効率よく収集作業を行うために大型車両から小型車両に移行するか、台数の増加とか、それから、収集車両の増加、あるいは作業員の増員といった根本的な見直しが必要だということで、困難だということの議論がありました。

ただ、この方向性に関しまして、アンケートの結果もありますし、それから、実際にこの戸別収集を行うことによるごみ減量効果ということで考えると、他の自治体の状況を見ますと、戸別収集とともに有料化を実施することで大きな効果を上げているところが多く存在しますので、そういう点で、もし戸別収集拡大をする際には、今すぐということではなく、戸別収集のみで単独で進めるというよりも、他の施策と、ここでは、ごみの有料化ということになります、そういった別の施策と総合的に考えて進めていくというのがよろしいのではないかとといった議論がされております。

ただ、審議会においてはどのような議論が出るのかということを確認しようということで、小委員会では結論が出る状態ではなく、審議会においてさまざま議論をしていただこうではないかというところで終わっております。行政の意向については、行政から聞いていただきたいと思います。

以上です。

○会長

ありがとうございます。

○事務局（リサイクル清掃課長）

今、小委員会の委員長からお話があったとおり、行政の立場としましても、やはり費用対効果を考えますと、家庭ごみの有料化を同時に行いながら、いろいろな施策を考えていく。これを財源としまして、いろいろな効果のある施策を取り入れて、戸別収集の地域拡大を図っていく必要があると考えているところでございます。

○会長

ありがとうございました。○○委員。

○委員

要するに、今何となく戸別収集を進めましょうという方向で話をしていることがおかしいです。戸別収集をすることによって、「ごみは減量するんですよ」という1つの目標があったり、あるいは戸別収集をすることによって「経費が削減するんですよ」と、「その点の方向は明らかだということであれば進めましょう」と。じゃあ、どうやって進めればいいのかというふうに考えればいいんですよ。

だけど、まずその観点から言っても、滝野川地区をモデル地区にするということがおか

しいですよ。だって、滝野川地区というのは、初めから小型車両じゃないと対応できないようなところがあったわけでしょう。だとすれば、初めから戸別収集の方向に行きやすいところをモデル地区にたまたまするということは、そうすると、それだったらもっとうまくいかなければおかしかったんですよ。何を言っているかということ、まずモデル地区だったら、特徴としては、いろいろな地域の特徴があれば、戸別収集に適した場所、適していない場所、そのぐらいの3つぐらいの種類があれば、それぞれにモデル地区がないとモデル地区にならないはずですよ。比較対照しようがないから。だけど、ここは初めから戸別収集しやすい場所だったはずですよ。この状況からすると、モデル地区として滝野川を選んだことがまずちょっとおかしい。そこは初めから戸別収集的に流れやすいところだった。

それから、ここである程度の方向性を、小委員会が専門家なのだから一番やるべきだと思いますけれども、地域ごとに特徴が違うのであれば、それぞれの特徴ごとに方針を、この赤羽地区であれば大型収集車両が多いのだったら、基本的には戸別収集じゃなくて、今までどおりやって、むしろ高齢者や障害者への個別対応ということを図っていけばいいじゃないでしょうか。初めから戸別収集がいいんですよという方向が出てきたのはなぜか、むしろ聞きたいです。

以上です。

○会長

それにつきましては、冒頭に書いてあります1の経緯というところですね。これは、滝野川が戸別にやりやすいということで始めたのではなくて、放火事件とか、ごみに火をつける事件が頻発したというところから、その対策として導入されたということですね。

それから、滝野川は、私もちょっと回りましたけれども、確かにごみごみしているところで、こういうところって、実際には戸別収集はやりにくいです。引っ張り出したり、手作業でやる人が多いので、戸別収集には向いてない地区ですけれども、やらざるを得なかったということですね。それで、その地域を戸別収集にして、安全に生活していただけるよということ、この観点だろうと思います。

なんですけれども、他の王子・赤羽にも、これから高齢化して、なかなか重いごみを持ち出せないという方が増えてきていますので、将来を見据えて、王子・赤羽にも滝野川のような戸別収集を拡大してほしいという要望が前回の審議会のときにも出ておりました。

そして、戸別収集の目的ですけれども、戸別収集の目的は、アンケート調査で幾つか書いておられる方がおられましたけれども、排出者の責任を明確化するということですね。不適正な排出が結構あります。資源物などを入れたごみの排出もありますし。

戸別収集にしますと、収集作業は技能職の区職員が行いますので、指導ができるんですよ。適正な排出の指導ができるという、指導がしやすい。一番手っ取り早い指導というのは、注意シールを貼るということですね。そして、注意シールを貼って、なおきちんとやっていただけないというようなことがあれば、もう個別に職員が訪れて指導をするという

こともあるかもしれませんが、自分の家の前に出したごみに注意シールを貼られたら、やはり恥ずかしいですね。これは改めなければいけないということで、適正排出をもたらしやすいという、こういうメリットがあります。それから、高齢化対応もしやすいと。

ただし、集合住宅についてまで戸別収集ということは、日本全国でもやっている事例はないです。集合住宅については、これまでどおり排出場所を設定していただいて、そこから一気に、一括で積み込むという作業にならざるを得ないということですね。

それから、戸別収集による減量効果ですけれども、戸別収集はごみの減量を直接目的とするものではないです。私もいろいろ戸別収集の減量効果は、モデル実施も含めて見ておりますけれども、それほど出るものではないということは、モデルでやるときは、海老名でやったときは、結構 10%ばかり出たというのがありますけれども、その海老名市で、今度は繁華街の方でやりましたら、全く減量効果が現れないと。その繁華街の方は、長く住んでいる戸建ての人たちというようなどころではなくて、頻繁に移動があると。こういうようなどころですと、あまり効果が出ない。

一方で、住宅団地のような、戸建ての住宅団地。きちんと整備されたようなどころだと 10%ぐらい出るという。しかし、それは実験ですから、かなり大きく出やすいという。それで 2013 年から台東区が 3 年がかりで戸別収集をやりまして、今現在は戸建て住宅等につきましては戸別収集になったわけですけれども、一番最初に 2013 年は、上野と谷中でやっただけですけれども、その時点での浅草、清川、その他の区域との同じ年度における比較でいきますと、全体として減っているんですけれども、それも差引いてネットでいきますと 1.5%減だったんです。減量効果はあるんですね。ですけれども、それほど大きな減量効果は出ていないというのが実態です。

○委員

よろしいですか。参事の話だと、「戸別収集をやりたい」と。やりたいというか、そういう方向があるということでしたね。要するに、戸別収集を赤羽とか王子にも拡大したいということだというふうに僕は聞いているんですけど、違うんですか。

○会長

それにつきましては、行政がそうしたいというのではなくて、以前から、前の審議会のときもそうだったんですけれども、全ての区民ではないと思いますけれども、赤羽とか王子の区民の中からそういう要望が出ていたことは間違いないです。一部にそういう要望を出しておられる方がおられます。

それと、滝野川地区は、現状戸別収集ですけれども、滝野川地区の中で、戸建ての住宅で直接戸別収集サービスを受けている住宅に住んでおられる方だけを抽出しますと、何と 83%の人が戸別収集の維持を希望されているんですね。それはアンケート調査に出ております。アンケート結果の、これは大きなものを抜いたものでしょうけれども、30 ページを見ていただきますと、30 ページの 3 つあるうちの一番上ですけれども、これは滝野川地区の調査ですけれども、戸建て住宅にお住まいの方だけをピックアップしますと 83.3%の方

が戸別収集を継続してもらいたいという希望です。

戸別収集というのは、間違いなくこれからの時代の収集です。ただ、一軒一軒から集めるということで、集積所収集よりも効率という面ではちょっと手間がかかるということで、作業量が増えるということでコストも増えると、こういうことです。しかし、これから高齢化の時代にふさわしい収集方式であることは、これは間違いなことだろうと思います。

じゃあ、王子とか赤羽でなぜ希望が少ないのかといいますと、おそらく経験されたことがないからですね。ということです。1回経験すると、どこの地域でアンケート調査をしても、やはり戸別収集がいいねというような結果が出ています。

〇〇委員。

〇委員

私、たまたま王子地区・赤羽地区の清掃事業の委託を一部受けているものですから、その現場の者の意見としては、やはり集積所の収集が戸別収集になるということは、回収する側にとっては、これは大変な労力がかかる。ただ、やはり住民サービスを考えると、今後絶対に考えていく、それこそ会長のおっしゃる高齢化という問題に関しては、現場でゴミを集めているときに、遠くの家から新聞とか重い物を高齢者の方が持ってくるのは非常にしのびないから、これは考えなければいけないとなっているのに、一方で、このアンケートの約7割が現状での集積所の収集がよいと言っている。これは当たり前のことで、区民の7割が集積所の管理をしているわけではないので、集積所の管理をしている方の意見の中がどうなったかという精査というのがどこも行われてないので、それをやらないと、この話というのはちょっと話が進まないのかなと思っております。

あと、「ごみ減量施策としての効果」。確かに台東区は、ごみの量はあまり減らなかったと聞いたんですけども、私の聞いたところによると、リサイクル率は上がったんじゃないかと言われているところもあるので、効果としてはあるのかなと。ただ、効果の④番で、不法投棄の抑制ということに関しては、年々増えているのに、これを効果として見込んでいいのかなという疑問があるので、その辺を少しご意見をお聞きしたいと思っております。

〇会長

ありがとうございます。では、続いて〇〇委員。

〇委員

私、去年の末まで西ヶ原、滝野川地区に住んでいて、今は4月から赤羽台団地に住んでおります。ですから、両方の状況がよくわかるのと、あと、ごみの有料化に関して言えば、飲食事業者なので、通常のごみに関しては有料で収集事業者に取りに来てもらって、結構な負担がかかっているということも承知をしておりますので、あえて申し上げますと、ごみの減量化のための資源循環推進審議会ですから、その基本線をベースに話を進めないといけないと思います。

今、私どもが滝野川にいたときに戸別収集で、ごみの減量化のための戸別収集という話は一度も聞いたことがないです。ですから、これによって、ごみを減量化するんですよと

いう話は1回もありませんでしたが、結果として、ごみの量はともかく、自分の家から出たごみが、ある意味で近所に迷惑がかからないように収集してもらうという、その体制はとらざるを得なかった。ただ、量が多いか少ないかというのは、あまりどこの家庭もお構いなしだったように思います。

それと、今の赤羽台団地の中の状況で言いますと、これはもう365日、24時間、いつでもごみが出せる。それで、このごみを出している状況については、だれもウォッチしていないし、むしろ団地で管理しているということも全くないわけです。これは、もう出し放題で、こんなすばらしいそんな環境はないと思いますけれども、これはごみの減量には、やはり同じようにつながらないと言っています。

だから、そういう意味で、ごみを有料化するというのは、1つの方策ではあるかと思えますけれども、その住民サービスの方向性として最初からそこでいいのかどうかという議論は、やはりしっかりやってもらわなければいけないし、むしろ最初に、ごみをどうしたら減量するのかというところをきっちり議論していただいて、例えば、住民活動としてのごみの出し方とかルールとかというものが、この審議会の中できっちり整理されて、住民に理解されるような方向性を示すというのが、私は何よりも大事なところではないかと思えます。

○会長

ありがとうございます。できるだけ大勢の委員の方からご意見を伺いたいと考えております。それでは、〇〇委員、お願いします。

○委員

今、〇〇委員もおっしゃいましたけれども、本音は、主婦は人の家のごみまで片づけたくないという気持ちは大いにあると思います。だから、自分の家の前に出した自分のごみは自分で管理できますけれど、他の人がここへ持ってきて、それを自分の前だから掃除しなければいけないということは甚だ嫌だという意見が多くて、戸別収集をお願いしたいということが私は本音ではないかと思っています。現にそういう話も聞いて、今までそういうふうに使っていたのに、「今度は戸別をお願いするようにしているのよ」という話も聞きましたので、多分、私も、私は集合ですので、そこへ出したら当番の方が片づけてくださるんですけども、戸別でも自分の家の前に出されたよその人のごみまでは片づけたくないというのが本音だと思っています。だから、そこら辺、収集、戸別訪問、戸別回収ということを望んでいる方が多いのではないかと思っています。

○会長

ありがとうございます。〇〇委員。

○委員

私も、いろいろ今お話を聞いても経験してみないと、やはり王子・赤羽も経験したことがないのでわからないのではないかという会長のお言葉がありましたが、王子・赤羽にも、ちょっとした小規模でもモデル地区みたいな、そういうことをするのは考えたりとかはし

ないのでしょうか。そこで少し効果を見てみるというか、このままずっと滝野川地区だけというのではなくて、王子・赤羽も少し経験してみると。全体では無理でしょうけれども、小さな規模でもそういうのは考えていらっしゃるのか、お伺いしたいと思います。

○会長

モデル実施についての意向をお聞きです。

○事務局（清掃事務所長）

この審議会の中で、もしモデル地区の実施が必要とあれば、それはまたこちらで検討していきたいと思います。

○会長

ありがとうございます。○○委員。

○委員

やはり皆さんからお話が出ていたように、「経験をしないと」ということはすごく感じていますので、先ほど私のところにはそういう経過があって、戸別のような収集方法を実施をしたという経過がありますので、多分他の地域でもそういうふうに望まれているところもあるので、そういうところから広がっていけば、そこでの目に見える形でということで、区民の皆さんの関心が広がっていくのではないかと思います。

それと、先ほどの高齢者の方の対応ということで、アンケートで高齢者の方の、対応を求めるとご意見も多いところなので、先ほど集積所周辺などで、なかなか管理がしづらいというお話も出てきたので、そういった状況に対して、戸別収集を広げていくきっかけというのも今後考えられるのかなと思いました。

それとあと、先ほど有料化のお話も出ていましたが、有料化は後でまた議論をするんですけども、区議会でも家庭ごみ収集に関する陳情が出てきて、そこでは戸別収集を区内全域で実施をしてくださいということで、区議会でも全会一致で意見付採択となっています。そのときも有料化までは区民の皆さん、陳情という形ではしていないので、有料化ということと戸別収集というのは、まずは一緒に考えていくところではないのではないかなと思います。

後ほど出てくると思いますが、有料化のアンケートでも、まだ意見が半々にわかれているという経過もあるので、その辺は慎重に、有料化と同時にというのは少しいかなものかなと思います。

以上です。

○会長

ありがとうございます。ほかに戸別収集について、ご意見ございますか。○○委員。

○委員

今までの話をずっと聞かせていただいている、滝野川地区のモデル地区で、私は滝野川ですけれども、ごみって減らないんですね。もう毎回毎回、戸別で出しますけど、大体一軒で、少ない2人住まいでも2つか3つぐらい袋を出しています。それがずっと減らない

です。これを見ると、0.1%ぐらいしか減っていないという経過が出ていますよね。ですから、もとはごみを減らさないと思っています。

ということは、買い物に行っても、私たち主婦ですから、たいした物は買いませんが、過剰包装など、包装がたくさんあって、どうしてもそれを減らせない。生ごみは今、私たち食品ロスについて勉強させていただいているので、なるべく食べ切りに力を入れて、皆さんで勉強していますが、過剰包装とか、プラスチックとか、そういう物は絶対に減らないですね。今まで見ていた限りでは。だから、基本は、ごみ減量化ですものね。だから、どうしてもそこで、そういう物をもう少ししっかり勉強してもらおうとか、経験してもらおうとか、成果といいますか、そういうものを少しでも減らさない。モデル地区であるならば、0.1%ではちょっと恥ずかしいかなと思いました。

○会長

ありがとうございます。○○委員、どうぞ。

○委員

先ほど○○委員からお話が出ましたけれども、集積場所になっている方々は、かつては非常に善意でみんな受けていたんですね。昔の方々は、今から20年、30年前にやった場所がずっとそのまま来てますが、そのころは非常にボランティア精神が皆さん旺盛で、自分の家の前でいいよということで引き受けていただいた。ところが、その方々が高齢化し、私も町会でつい最近会ったんですが、高齢化して、とてもできない。近所の6軒、7軒聞いたら、どこの家も、私の家はだめですと。みんな世代が代わってます。若い人。これから集積場所の問題も併せて大変重要な考え方の1つになってくると思うんです。費用等いろいろあるというのは十分承知をしていますけれども、これからそういう場所を引き受けてくれる方が大変少なくなってくると思います。

先ほどの繰り返しになりますけれども、私のような立場の者が頭を下げてお願いに行くんですけれども、どこも受けない。この間は7軒ぐらい断られました。そうしたら、清掃事業所の方とかリサイクルの方々がご尽力いただいて、しかるべき場所とか、あるいは戸別に集めていただくとか対応して、その場は解決しましたけれども、これからあちこちで起きる問題です。高齢化と同時に、世代が変わると、そこのお住まいの前に家を建て直しますから、新築して、全然条件が変わると、自分の家の玄関先にごみは嫌だというのは、これはもう目に見えて現実です。皆さんも多分すすんで「うちです」と手を挙げる人はそうそういないと思うのでね。ですから、近い将来、そこら辺の問題も併せて行政としては考えていかなければならない時代が来るんだろうと思います。

○会長

ありがとうございます。では、○○委員、お願いします。一応ここまでにしましょう。ずっとやっているわけにもいきませんので。

○委員

皆さんのいろいろお話を聞いていて、大変難しい問題だと思います。先ほど課題の中で、

王子・赤羽地区の集合住宅を除いた戸別の収集を行ったら、試算で2億円の経費がかかるという話ですけれども、これは現在の収集から2億円増加するということですか。

○会長

課長、お願いします。

○事務局（リサイクル清掃課長）

委員のお話のとおりでございます。車種を変える費用と、収集車両の増加に伴う人員増の費用がかかります。そのための経費が年間2億円という試算でございます。

○委員

今、戸別で使われている方たちのごみというのは、どこかに集積所とか、場所を決めて集めて、それを大型車が回収するから、そういう経費がかかるということですか。わかりました。

○会長

いろいろなご意見を頂戴いたしました。まだまだご意見が多分あるだろうと思えますけれども、進行の関係上、一応ここまでにしまして、まとめなければいけないんですけれども、いろいろな経費の問題も含めて、問題はないわけではないけれども、これからの高齢化社会にふさわしい収集方法であることは、これは間違いないと。このことについては皆さん同意いただけるのではないかと思います。

したがって、当審議会のまとめとしましては、この戸別収集につきましては導入を要望する方向で、この戸別収集と向き合うという立場ですね。そういうことで戸別収集の導入を要望すると。そして、行政においては、引き続き具体的な検討をお願いしたいというようなことでいかがでしょうか。これは、前回の審議会においても、このような方向ではなかったかなと思います。副会長、いかがですか。

○副会長

そうだと思います。

○会長

そうですね。ということで、引き続き行政には検討をお願いしたいということでございます。皆さんよろしいでしょうか。

では、そのようなまとめとさせていただきます。

それでは、続きまして家庭ごみの有料化につきまして、また課長からお願いいたします。

○事務局（リサイクル清掃課長）

それでは、資料2の3ページをご覧ください。「家庭ごみの有料化の検討」についてです。

まず、家庭ごみの有料化導入の目的は、ごみの削減や再生利用の推進です。費用負担を軽減しようとする動機付けにより、排出量の抑制が期待できるということです。

次に、公平性の確保です。ごみを出す量に応じて手数料を負担する仕組みにより、費用負担の公平性を確保できることです。

次に、区民や事業者の意識改革です。区民や事業者が処理費用を意識し、ごみの削減な

どの意識改革につながることを期待されるということです。

最後に、有料化の歳入をごみ減量施策、例えば普及啓発ですとか戸別収集経費などとして活用できることです。

次に、導入の実績をご覧ください。全国の市区町村での導入実績は、1,741 自治体中で1,108 の自治体が導入をしています。パーセントで言いますと 63.6%、人口比でいきますと 42%となっています。

次に、課題についてです。4 ページ目をご覧ください。まず区民の意識についてです。平成 24 年 7 月実施の調査によりますと、条件付き賛成を含めると、賛成の方は 49.8%。それに対して明確な反対は 31%。わからない・無回答が 18.9%となっておりまして、幅広い意見がございます。

次に、周辺自治体の状況ですが、多摩地域 26 の市のうち 24 市が有料化を実施しています。

次に、減量施策としての妥当性についてです。実施自治体との比較で、北区の 1 人 1 日当たりのごみ量は、多摩地域の有料化をしています自治体の平均値と比較しますと、約 1 割以上多くなっています。したがって、有料化を実施することで、ごみ減量の効果が期待できる結果となっています。

なお、ここで資料の訂正がございます。※印の計算式がございますが、こちらは収集量 + 持ち込み量は、括弧でくくった上で計算をさせていただきますので、表記が誤っておりますので、訂正をさせていただきます。

次に、排出方法などの運用上の課題についてです。まず集積所では出した人の特定が難しく、ルールを守らない人や費用負担を行わない人への指導が難しいということがございます。また、集合住宅は共同の保管場所となつてございますので、費用負担を行わない人があった場合に、対象者を特定することが難しいという点がございます。最後に、不法投棄対策が課題であると考えています。

次に、減免措置を検討することが課題となっています。経済的困窮者の方や町会自治会などのボランティア清掃に伴う排出を考慮しますと、減免措置の制度をつくる必要があると考えています。

以上でございます。

○会長

ありがとうございます。いかがでしょうか。○○委員。

○委員

ごみの有料化には、私はまだ抵抗がありまして、区民税の中に、3.2%がごみの費用としてお支払いを我々は区民税として払っているわけです。別に有料ということは、二重取りと実は思っていて、であれば区民税を上げればいいじゃないかと思いますが、そのほうがよっぽど公平かなと。例えば先ほどおっしゃっていた生活保護世帯に対しては税金というのはかかっていませんし、まだごみを有料化する前に、ごみの削減という PR というのは

何かやっているのでしょうか。実は自分も北区に住んでいますけれども、ごみを削減しましょうなんていうキャンペーンをあまり聞いたことがないなと思います。そういうキャンペーンなどはやっていたらっしゃるんですか。有料化の前に、それをもっとやるべきではないかというのが意見でございます。

以上です。

○会長

ごみ減量のいろいろな取り組みはやっておられますね。その上で有料化をご検討いただくと、こういうことになっています。

他に、いかがでしょうか。〇〇委員、お願いします。

○委員

(3)のごみの減量などの意識改革につながるという、それは非常に理想的だと思いますが、先ほどの戸別収集の場合も、やはり不当な出し方をする人は減るであろうと。その点は実際どうなのかなというのが、要するに、ほんとうに心がけの悪い人であれば、自分の前じゃなくて、他の人の家の前にぼっと出しちゃうというようなことをするような人がいたのかいないのかわかりませんが、少なくとも、ある意味、これって罰則みたいな意味ですよ。そういう発想からするとこういう懲罰を与えられるから、要するにお金がかかるから、お金を取られるから、ごみは出さないようにしましょうね。自分の目の前だけに出しましょうという。何かやはりキャンペーンとか教育的な啓発活動とか、何か心がけの悪い人に対して、こういう制度だけ変えることによって対応できるのかなということを、特に今ははっきり言って、日本国民もかなりみんなと挨拶しましょうとか、そういう倫理道徳的な部分の低下が明らかに見られると思います。それに対して、お金がかかるからというふうなことで対応できるのかという疑問を持っているということです。

すみません。あまり明確な意見ではないですけども、いずれにしても、その効果はあったんですかという、戸別にした場合でも、それによって悪い出し方をする人が減ったのかという、そういうのはなかなかわからないですよ。そういう疑問でした。すみません。

○会長

今年の2月に、ごみを有料化した金沢市が、たしか先月でしょうか、講演や、いろいろ助言してもらったことの御礼を兼ねて報告に来たんですけども、可燃ごみが18%、今のところ減っているというような状況です。まあ大体可燃ごみにして2割程度の減量効果を、どこの自治体でも出ているというところだろうと思います。それで、可燃ごみだけではなくて、そういう処分ごみと資源で見ましても、14~15%減っているという自治体は結構多いです。ということで、ごみの減量効果があることは間違いないです。

重要なところは、〇〇委員のご意見にもかかわりますけれども、ごみの処理費用というのは、今見えない形で、負担感もなく区民が払っているんですよ。負担しているんですよ。それを見える形にするということです。一部見える形にするということです。税金負担は、引き続き7割~8割、税金負担ですけども、残りの2~3割ぐらいになると

と思いますが、受益者負担という形で、見えるような形にすると。その目的は、やはりごみをたくさん出すと負担が増えるという形ですので、減量効果が働きますよね。減らすためには分別をきちんとするということで、資源化率も高まることになると思います。

そして、それだけではなくて、重要なところは、税金で負担していますと、ごみの排出量は全く関係ないですよ。たくさん出す人が経費を発生させているわけですよ。その人たちがたくさん払って、減量努力をしている人が負担を減らすというのは、これは公平性の観点からいくと当たり前のことです。要するに、自分の問題として捉えるように変わってきますよ。今は、ごみ出せば、だれかが持っていつてくれるみたいなどころがありますが、自分がコストを発生させているということにも、ようやく有料化をして気がつくということで、意識が随分変わってきますね。経済学でも、そういう意識改革効果の図示について、〇〇委員が学会報告をしたときにコメントしてくれましたけれども、理論的にも意識改革効果というのはあるのではないかなというふうに考えています。

〇〇委員。

〇委員

先ほど、ごみ減量について、〇〇委員のほうから聞いたことがないというお話がありました。ずっとエコ広場館では、皆さん、ごみ減量でいろいろ要らない物を持ってきてくださったりということは、もう既に大分昔からやられております。現に私も回収する場所におりますので、たくさんの方がいろいろと持ってきてくださる。例えば、もう亡くなられた方の遺品だとかということも含めて、捨てちゃえば、もうそれまでで、ごみになりますけれども、リサイクルするために、そういう物も持ってきてくださっていますので、ある程度は皆さん、リサイクルに関して、ごみ減量に関してはご存じで、やっていらっしゃると思うんですけども、一般廃棄物の中の要らない物が戸別に出されるときに違反行為になっているのではないかと考えているんですね。だから、減量活動をやっていないということではございませんので。

〇委員

わかりました。すみません。全然知らないわけではなくて、実は私も事業をやっていますので、全部お金を出して処分をしています。そういった意味では減らしているんですけども、でも、ごく一般の方たちというのは、そんな意識は低いというのが実際ではないかなという意味で、自分も知らないよと言ったんですけども、実はかなり詳しく知っているほうです。

〇委員

安心しました。

〇委員

エコ広場館のストックヤードにもかなりいろいろな物が集まっているなど思っているし、エコ広場館にも何回もお邪魔していますし、いろいろやらさせてもらっているんですけども、ごく一般の区民の皆さんたちというのは、もっと意識が低いと思います。で

すから、有料になるよというキャンペーンをすると、ごみの量が減るんじゃないかなというふうに思いますけど。そういった意味でございます。

○委員

わかりました。

○委員

今の意見で、有料化されれば、意識改革してごみ量は減ると。これは確かにあると思います。昔、スーパーが1円安ければ1キロ人間は歩くって言うんですよ。1キロが1円で買うんですから、安ければ、そっちへ行くというときがありましたよね。そういった形で、お金をかければ意識が改革するという自体がちょっとおかしいかなという部分があるんですよ。

今まで一応役所が無料でやる、〇〇委員が言った区民税ですか。どこかで負担しているのかわからないですけども、それを意識を改革するなら払いましょう、そのかわり区民税をその分引きましようというような形になってくれば、話はわかりやすいんですけども、そこもそうはいかない部分がちょっとお話の中で、難しいのかなと。

○会長

そのとおりでして、税金のどの部分のごみ処理に充てられているかというような形で決まっているわけではないですよ。日本の場合は。ということで、還元はしなければいけないと私は思っていますが、還元の仕方は、直接税を還付するという形はとれませんので、他の形で、減量の努力をしてくれる人たちに支援をするという形をとります。例えば、生ごみの処理器の購入助成を手厚くするとか、集団回収の助成金を充実させるとか、あるいは集合住宅で排出場所を改修するというときの補助をしたり、そんな形で、要するに懐を行政が温かくするという必要はないです。

先ほど出ました戸別収集を併せて導入する。そのときに経費がかかりますから、これは、ごみの収集サービスを向上させるということですが、その経費に充当するとかという形で、行政サービスを充実する、市民サービスを充実するという形で還元できるわけです。また、そうしなければいけないだろうと私は思います。そのように、区民に還元するという形で、決して二重取りにはならないということです。

そして、重要なことですが、長期的に見ますと、ごみが減れば経費は減るんですよ。それで充当される税金も減るということになります。長期的に見ると、ごみ減量の便益というのは全ての区民に行き渡るということになります。

○委員

その今のお話になりますと、私は商店街から代表で出ているんですけども、要するに、ごみが減るということは消費が減るとい部分につながってはこないんですか。意識の中では、そうしていただければいいんですけども、実際にそういった経済的なものではどうなんでしょう。

○会長

実質的な商品の購入が減るということはないと思います。ただ、過剰包装を断る人が増えるでしょうし、というような形で、消費行動がちょっと変わってくるということはあると思います。簡易包装を選ぶようになるとか、そういう行動が事業者さんのほうにフィードバックしまして、事業者さんも簡易包装に努めるようになるというような形で、世の中がちょっと変わってくるという、環境配慮型に変わってくるという効果もあると思います。

○委員

そういった流れをうまくやっていただければいいですけどね。

○会長

そうですね。

○委員

そういった、また役所の広報ということを。

○会長

はい。先ほど〇〇委員から出ていましたけれども、要するに事業者責任ですよ。物をつくる事業者さんとか販売される事業者さんの行動も環境配慮型にしていかないと、容器包装などがどんどん増えるという話をされましたけれども、簡易包装に変えていくような、そういう形でフィードバックされるということを考えています。

〇〇委員、どうぞ。

○委員

その事業者責任はほんとうに大事だと思います。ペットボトル1つ作るにも、そういった作った方たちが回収やリサイクルまで責任を持っていくというのも1つの今後の検討の仕組みにつながるのではないかと思っているのです、そういったことも、ぜひ求めていただければと思います。

それと、ごみの有料化の話ですけれども、やはり大前提として、区民の皆さんの負担が増えるわけなので、そのところの理解とか、理解を得ることが大前提ではないかと私は思っています。

先ほど、ごみの減量には効果的というお話も出ましたが、私も少しごみ関係の書籍など読ませていただいて、有料化で一時的にごみが減量したものの、またリバウンドして戻ってしまったとか、それから、やはり不法投棄の対応に追われたりとか、有料化していないところとの差があまり見られなくなってしまったと、そういった事例も指摘が出ていました。例では、多摩地域 22 市のごみ減量の平均値が示されていますが、やはり1つ1つの自治体のそれぞれの経過とか状況とかを丁寧に見ていく必要があると思います。

これだけ有料化をしている自治体があるんですが、逆にまだ有料化をしていない自治体もありますし、有料化を実施せずに、ごみの減量対策で効果を上げている自治体もあるかもしれませんので、そういった自治体の状況とかデータを示していく必要性も、こういうことを議論する上では大事なことではないかと思っています。確かに北区の人口が増えながらも、ごみの量、今まで住民の皆さんとか行政の皆さんとか、事業者の皆さんとか、先

ほどエコー広場館の話も出ましたけど、そういった努力の積み重ねで減らしてはきては、先ほど微減という声も上がっていたんですが、減らしてきているので、やはり有料化には私としては反対ですが、有料化ではなく、長い目で見たときに効果が出る、継続ができる、そういった方策をぜひ考えていけたらと思います。

以上です。

○会長

○○委員。

○委員

先ほど会長もお話しされていたんですが、やはり税金が見える化されてないといったところで、自分自身がどれぐらいのごみを出している、それがどういうふうに税金が使われているのかというのがなかなかわかりづらいというのが、ごみ減量化につながらないのかなと思って、ほんとうにエコー広場でも、リサイクルとかいろいろな啓発をしていただいて、意識のある方は、ほんとうに気をつけて、ごみ減量化に携わっていただいています。

私も二十歳から20年間スーパーで働いていましたので、○○委員と同じ立場で言わせていただきますと、消費者が、ごみを求めるんですね。袋を二重にしてくださいとか、パックを丈夫にしてくださいとか。それを手を抜くと、やはりお店の評判が悪くなったりということもあるので、事業者としてもなかなか消費者のニーズに合わせた提供というのが求められるんですけども、ただ、今は、このアンケートでは、平成24年7月の調査となっていますが、6年前の調査です。それからもう地球温暖化でさまざまな災害が起こっているといった意味では、相当意識も変わってきているのかと思いますけれども、伺いたいののは、この区民意識の調査というのは、どういう単位で、どのぐらいのスパンでやられているのか。今後はやる予定があるのかということと、それと23区の中で、北区単独でごみを有料化にして、有料化することができるのか。それが今の一部事務組合との関係で、それは北区単独の特別区として有料化するということが現実問題できるのかどうか。それを教えていただきたいと思います。

先ほどのお話の中でも、税金を同じように取られているけれども、多く出す人と少なく出す人では公平感が違ってくるかと思いますが、受益者負担といいますか、負担を公平・公正にするといった意味では、意識の啓発とともに、やはり何らかの有料化というのでも視野に入れながら、将来はコストは安くなっていくという、会長の今のお話が非常にわかりやすかったお話ですので、それも検討しなければいけないなと思うんですが、ちょっとその辺を教えていただければと思います。

○会長

事務局から、お願いします。

○事務局（リサイクル清掃課長）

まず1点目は、アンケート調査の実施に関するご質問ですが、こちらは、前回の審議会のとときに実施したアンケート調査のデータを参考にしています。それ以降、区内全体のこ

み排出量が減少傾向にあること、リサイクル率が微増となっていることから、今回はアンケート調査を実施しておりません。

それともう1点は、23区の清掃一部事務組合との関係で、北区単独で有料化が可能なのかというご質問についてです。東京23区では、清掃一部事務組合が中間処理を実施しており、中間処理の必要経費は、各区がごみ量に応じて分担金を支払っております。従って、有料化によるごみ量が削減されれば分担金の支払額に影響が出てきます。1つの区が単独で有料化することは可能だと思いますが、家庭ごみの有料化を区単独で進めることは、周辺区に対する波及効果が大きいことが予想されることや、各区が減量施策を進めているという関係があることなど、北区単独で検討するに当たっても、23区の動向に注視しないとなかなか難しいのかなと考えております。

以上です。

○会長

ありがとうございます。○○委員。

○委員

今の課長のお答えで、23区全体を見ながらやっていたら、多分一生できない。1区でさえこんな議論をしてまとまらないですから。それはどうですか。もし北区がやろうとしたら、クリア（単独実施）できないですかね。クリア（単独でも実施）しないと、絶対できないと思いますよ。東京都が決めないといけないと同じになっちゃうんじゃないですか。

○事務局（リサイクル清掃課長）

各区では、同様の審議会立ち上げていると思います。そして、このような審議会での意見を踏まえまして、各区では、一般廃棄物処理基本計画を定めています。各区の計画では、ごみの減量と資源化を図ることが大きな課題でございまして、ごみの減量と資源化を進めるためには、必ず家庭ごみの有料化の問題は、各区の審議会でも議論されていると伺っております。

そして、○○委員からお話がありましたように、どこかが手を挙げない限り、なかなか進まない。これも事実だと思います。しかしながら、清掃事業の担当する特別区の清掃リサイクル主管課長会や清掃主管部長会がございまして、各区の取組み状況を意見交換しておりますが、単独で北区から先に手を挙げていくというのは、なかなか勇気が必要であると思います。

○委員

いや、勇気を持っていただいたほうがいい。ご答弁、よくわかりました。ただ、現実に、23区足並み揃えないとできないんだとしたら、この議論は無に等しい。現実的じゃないというふうに思います。皆さんはどうお考えかわかりませんが、仮に皆さんが同意されて、いいということだったら、1区でもやる、風穴をあけるご努力をさせていただいて、実施の方向に行くということじゃないと審議会の意味が薄らいでしまうかなと私は思います。先生、どうですか。

○会長

いや、全くそのとおりでして、23も構成団体があるという一部事務組合というのは、他にないと思います。25市1町の一部事務組合で最終処分を行っている多摩地域のようなケースがありますけれども、3市、4市というような一部事務組合ですと、もう準備の整ったところから始めてというような形で、みんな実施していますね。中間処理の一部事務組合の団体数が非常に多いというところが、これまで東京都清掃局で一元的にやってきたということから歴史もありますので、なかなか、できれば足並みを揃えてということに現状なっているんだろうと思います。

部長、どうぞ。

○事務局（生活環境部長）

委員の皆様方、また会長のご意見、大変ありがとうございます。23区の清掃の仕組み、平成12年までは東京都が実施をしておりました。それが区移管になったのが、収集・運搬は各区で実施をして、それから清掃工場、北区ですと北清掃工場になりますけれども、そちらでの焼却処分、これは清掃一部事務組合が実施をしている。埋立等の最終処分は東京都がやっていると、こういう歴史、こういう現状になっておまして、そういう中で、私も福祉系からこちらの部署に来ますと、23区の中で考えていくというところが、この清掃行政については非常に大きい部分が確かにございます。

風穴をあけるという中では、例えば北区がそういうことに踏み出していくということであれば、それは審議会の皆様のご意見、それから各議会のご意見、区民の方がアンケート調査でどのようにお考えになるのか。そういうところを非常に慎重に検討する中で、また私ども、正直言って、お隣の区、板橋区はそうなのに北区はどうなのかということもありますので、そうしたところで区民の方のご意見を十分に聞きながら慎重に検討していく必要があるというようには考えております。

以上です。ありがとうございます。

○委員

私も、やみくもに無茶なことをやるという、そんなのは全くないので、確かに議論を尽くした上で、この審議会で決まったら、そういうご努力をしていただくといいかなと申し上げたので、やみくもに無茶なことを要望しているわけではございません。

○事務局（生活環境部長）

はい。

○会長

ありがとうございました。まとめ的に、副会長からお願いします。

○副会長

有料化について、皆さん、たくさんのご意見をお持ちだと改めて確認ができました。

そもそも有料化の考え自体は、ごみを出す人が排出者責任において応分の負担をするという点で、制度的に妥当なものであると、そして、ごみの減量効果という点でも、有効な

施策の1つであると位置づけられます。

また、有料化というのは、戸別収集のための財源確保という点でも一応の有効性があるというように考えられます。例えば、無料だった道路を有料化するとか、有料の道路の料金を上げるという場合に問題になるのは、料金収入を何に使うのかということになるのですが、これは負担する側から言わせれば、道路の改良に使うということであれば、皆さん納得するんですね。だけど、実はもっといろいろな施策があるので、道路の走行環境がよくなるような使い方というのは他にもある。この有料化をした場合も、収入は何に使うのかが、非常に重要だと思いますが、その点も含めて、戸別収集などに使うようなことが可能になればよろしいのかなと考えます。

ただし、負担の公平性という点では十分な配慮が必要です。集合住宅にお住まいの方が区内にたくさんおられますので、今の状況では、集合住宅にお住まいの方は戸別収集の恩恵はなかなか得られないだろうとみられます。建物ごとに管理人の費用を負担してまで対応しているというのが現状だと思います。そういったことを含めて、負担の公平性ということを改めて考えていく必要があります。

集合住宅の方々も、その意見を踏まえて、戸別収集というものと併せて有料化の問題は検討していくことが望ましいように私は思います。

以上です。

○会長

ありがとうございます。ということで、いいまとめをしていただいたと思いますけれども、引き続き当審議会としても、前向きにこの有料化の議論を深めていくということにしたいと思います。いかがでしょうか。

○委員

前向きをお願いします。

○会長

前向きに。(笑) ○○委員。

○委員

まとめの中で、有料化が有効な対策だというお話が出ていたので、本当にそうなのかというのは改めて何かデータを出していただきたい。

○副会長

ごみの減量化については、先ほど会長からもご説明があったと思います。

○会長

私のホームページを見ていただきますと、データが載っておりまして、いろいろな環境省とかも参考にしているようですので、ぜひご覧ください。

○委員

はい。

○会長

ということで、次の議題に移りたいと思います。「大規模事業者排出指導基準の見直し」です。お願いします。

○事務局（リサイクル清掃課長）

それでは、資料の5ページをご覧ください。「大規模事業者排出指導基準の見直し」についてです。

区内事業用大規模建築物から排出される事業系廃棄物の減量を進めるため、3,000m²以上の事業用建築物所有者に対して、廃棄物管理責任者の届出、再利用計画書の提出を条例で義務づけています。その後、再利用計画書に基づき、適宜、立入検査や廃棄物の減量や再利用の指導・助言を行っているところです。また、廃棄物管理責任者に対しては、年2回の講習会を実施しております。なお、延べ床面積1,000m²以上3,000m²未満の建物所有者にも、同じように3,000m²以上の事業用建築物所有者に準じた指導・助言を行っているところでございます。

対象件数は、それぞれお示しのとおりです。

次に、課題についてです。まず対象建築物の把握についてです。3,000m²未満の事業用建築物につきましては、条例上、区への届出が義務となっていないため、新たに対象となる建築物の把握が課題となっています。現場の収集作業員と連携を図り、正確な実態を把握するための施策について検討していくことが必要となっています。

次に、指導業務体制の充実についてです。現在、事業用建築物の排出指導は、職員3名の体制で行っており、立入検査は5年に1回程度の実施となっています。また、職員は3～5年で入れ替わるため、3年以上経験を積んだ指導員の確保が困難でして、排出指導の継続性という点で課題があります。専門的な知識と経験を蓄積し、より効果的な指導業務を継続的に行える体制として専門職を配置するなど、人材の確保について検討していくことが必要であると考えています。

続きまして資料3をご覧ください。こちらは、先進的な事例となっていますので、コンサルタントから説明させていただきます。

○コンサルタント

資料3を順次紹介させていただきます。なお、この資料は、各自治体のホームページや既存資料で紹介されていたもので、取り組み状況について直接ヒアリングで確認をとったものではないことをあらかじめご了承ください。

大規模事業者排出基準の見直しについて、資料3の1ページ、(10)になります。大規模事業者排出基準とは、具体的には、その指導方法として、減量計画書の提出や廃棄物管理責任者の選任を義務づけ、立入検査など指導を強化する対象の事業所の基準をどうするかということになります。

大規模事業者として、減量計画書の提出を義務付けたり、管理責任者の選任を義務づける延べ床面積3,000m²超えの事業所を対象としている場合は、一般的な事例でございます。それに対して、より小さな事業所を対象に減量指導を行っている事例をここに示しており

ます。

町田市は、大規模事業所は 3,000m²以上となっていますが、大規模事業所と少量排出事業者の間に中小規模事業所という区分を設けて指導を行っています。

次に、福岡市の事例です。そもそも減量計画書の提出を義務づける対象を 1,000m²超えにして、立入等による指導を実施しています。

3 ページ目をご覧ください。字が小さくて申しわけありません。ここに 23 区での立入調査等を行っている基準を整理しております。立入検査を行っている規模は、1,000m²以上とか 3,000m²以上などになっておまして、葛飾区では、小売店舗は 500m²としています。また、立入検査を実施する頻度としては、3～5 年程度に 1 回が多くなっています。基準を小さくすれば対象事業所が増え、検査職員の数が変わらなければ立入回数が少なくなってしまうということになります。

以上でございます。

○会長

ありがとうございます。この大規模事業者排出指導につきまして、何かご意見がございましたら、お願いいたします。○○委員、お願いします。

○委員

よくわからないですけども、課題の②のところで、「また職員は」というところがありまして、こういうのは組織というものは、一旦できてしまうと難しいと思いますが、また職員は 3～5 年程度で入れ替わるため、指導員の確保は困難と。それで、排出指導の継続性という点で課題があるとありますが、結局、職員が 3～5 年で替わるから、ある程度のベテランになって、よく知識がついて、いざやろうとすると他のポジションに行ってしまうという、よくあるこういう制度の問題ですよ。ですから、だから別に専門職を用意するのだということであれば、ここは別に 3～5 年で替わらなくたっていいじゃないかという発想だってあっていいと思いますが、やはり組織というものはそういうことはできないのでしょうか。

前例がないというか、そういうようなことだろうと思いますが、一言だけ申し上げると、昔、田中角栄がこういうことを言ったことがあります。だれかに「前例がない」と言われたら、「これを前例にすればいい」と答えたということがございます。それは、ああいう人だからできたのでしょけれども、何か制度そのものが 3～5 年で替わるから専門性が得られないのだよ、これは仕方がないよ、これは動かせないんだよという発想でいいのかなという気持ちでございます。

○会長

ありがとうございました。一応今のところを、事務局からお答えいただければと思います。

○事務局（リサイクル清掃課長）

職員の異動については、仕事を公正公平に進めていく必要があることから、定期的に職

員の人事異動を行います。また、区役所の仕事の中には様々な仕事がございます、若手職員にはいろいろな業務を経験させ育成していくということから人事異動を行います。

役所の仕事の中で、例えば条例の立案や法律を的確に解釈し対応しなければならない部署や、システムのプログラムを担当するような部署では、専門的な知識を要する職員を配置する場合もございます。

従いまして、大規模事業者排出指導にあたっては、できる限り専門的な知識を蓄積できるよう職員を配置できるように、人事当局には要望を出していきたいと思っております。

○会長

ありがとうございました。では、〇〇委員。

○委員

大規模事業者というのは、実は私どもの会員さんにたくさんおまして、従業員 1,000人以上というところが何社もございます。また、何千坪という地域に工場を持っていたりしているんですけども、何で大規模事業者がこんなところに出てくるのかなど。大規模事業者というのは北区に迷惑はかけてないと思います。工場内で出たごみ等は、全部自分たちの責任で処理をしております。例えば、公害になる物質も減らすように努力をいたしますし、何で北区に何の迷惑を我々がかけているのでしょうか。

○会長

いや、適正な排出が必ずしもされてないようなところがあります。特に古紙が随分出るんですけども、古紙をきちんと分別してリサイクルルートで排出していただくと。こういうようなこととか、あるいは一般廃棄物と産業廃棄物がごっちゃになって一般廃棄物の中に産業廃棄物が混じり込むというようなこともありますので、その辺をきちんと指導をします。指導するに当たっては、事業所の中に廃棄物管理責任者の方を配置していただいて、そして、その方を中心に減量計画を立てていただいて、実践していただくというような、やはりこれはかなり慣れた方がやりませんと、効率的にできないというようなこともありますので、先ほどの〇〇委員のご意見もありましたけれども、いろいろ大規模事業者さんに、ごみ排出マナーをきちんとやっていただくという、こういうことを指導させていただいているということです。

○委員

私どもの会員さんには言うておきます。適切に処理をしようと。

また、古紙のお話がございましたけれども、私どもの北区の古紙回収システムがあつて、例えば〇〇委員のところにお集めをいただいておりますが、その袋を買って、私どもは入れて、それを出している事業所も実はたくさんあつて、実はそのシステムを立ち上げたのは自分でございます、それを未だに、もう 20 年かな——20 年じゃない。28 年ぐらいやっています。なので、大きなお世話だなというのが意見でございます。

○会長

きちんとおやりになっている事業所さんは、確かにおっしゃるとおりだと思います。今、

紙のことを話しましたが、これからの行政の取り組み課題というのは、生ごみですね。厨芥ごみをリサイクルルートに乗せるというような指導もやらなければいけないということになりますので、引き続き北区には頑張ってくださいということをお願いしたいと思います。

よろしいでしょうか。〇〇委員のおっしゃるような、きちんとやっておられる大規模事業者さんについては、お願いをするだけでなく、指導するだけでなく、表彰をして、さらに取り組みを充実させていただくというような制度もあるといいかなというふうに思います。そういう形でまとめてよろしいでしょうか。ありがとうございます。

続きまして、今度は小規模事業者の排出指導、お願いします。

○事務局（リサイクル清掃課長）

資料2の6ページをご覧ください。今回は「小規模事業者の実態把握と排出指導の徹底」についてです。

まず、事業系ごみのルールについてです。事業者は、廃棄物処理法で、事業活動に伴い発生する廃棄物を自らの責任において適正に処理する義務を負っています。原則、事業者は、廃棄物処理業者等と契約をし、廃棄物の処理を行うこととなりますが、ごみ量が少なく処理契約が困難な一定規模の事業者につきましては、事業系の有料ごみ処理券を貼っていただくことで、北区のごみ収集に出すことができます。

次に、最近の事業系ごみの傾向についてです。家庭ごみが減少傾向にあるのに対して、事業系ごみは、区で集めているごみと、あとは業者で処理しているごみも、どちらも微増となっています。これは、グラフでお示しをさせていただいているとおりです。

次に、課題についてです。7ページ目をご覧ください。まず事業系ごみの量ですが、増加傾向にあることが課題です。23区全体の事業系ごみも増加しておりまして、経済活動の緩やかな回復を背景としまして、事業系ごみが増加していると考えられております。

次に、事業所の規模や業態に合わせた指導についてです。現在は、有料シールを貼り付けて、集積所に出している事業所の規模や業態は、原則把握できてございません。そのため、排出される事業系ごみが規定を超えている場合や不適正な物があった場合、事業所ごとに調査を行いながら指導をするなど、事後の対応となっていることが課題となっています。今後は、事業規模の拡大などを含めて検討が必要と考えています。

次に、事業所の数や事業内容の把握についてです。事業所の開店のときや入れ替わり、閉店のときの連絡はない場合が多く、現行の制度では事業所の把握がなかなか難しいというのが現状となっています。

続きまして、資料3、先進的な事例について、同じようにコンサルタントから説明をさせていただきます。

○コンサルタント

資料3、2ページをご覧ください。2ページの(11)、「小規模事業者の実態把握と排出指導の強化」になります。

小規模事業者の排出指導としては、小規模事業所の資源物の資源化の推進をいかにするかということが、どこの自治体でも課題になっております。小規模事業所の資源化を推進する事例を紹介しております。

福岡市では、専用のホームページを設定し、事業者と古紙回収業者とのマッチングを図っています。港区では、今年の7月1日から中小規模基本法上の小規模企業者が排出する古紙を集団回収の対象品目に追加いたしました。これは大変珍しい事例です。

6ページをご覧ください。23区において、区収集を実施している対象事業者の状況を整理したものです。ホームページに記載されている内容を整理したもので、書き方が一様でないため、1回排出ですとか、1日排出ですとか、細かい比較がちょっと難しいところはあるのですが、排出量の基準は区によって異なっており、北区は厳しいほうになっております。

また、排出方法としては、事業系ごみの有料ごみ処理券を貼付して排出する方法ですが、中野区は区長への届出、事業者番号の取得が必要となっております。小規模事業所を把握することでは、よい事例だと思います。

以上でございます。

○会長

ありがとうございます。皆さんから、ご意見ございましたら、お願いします。

小規模事業所につきましては、23区の場合、有料ごみ処理券。これ、結構高いですね。45リットルで342円ですね。前は、もうちょっと安かったんですけども、昨年、値上げをしていますよね。

ということもありまして、きちんと貼付されてないということも結構目立つようですね。台東区が戸別収集に切りかえたというのは、貼付率を上げようということが1つの狙いだったようです。それにしても、区が収集してくれるということですけども、埼玉県はどうですか。もう全く収集してくれないというのがルールですよ。私が住んでいるところもそうですね。

そんなことで、23区というのは、小規模事業者の一応ケアをしているということですよ。それだけに、きちんと有料処理券を貼っていただくという形で協力していただかなければいけないということだろうと思います。

ごみを有料化する、戸別収集をするということになりますと、もう中小の事業者さんについても、きちんとした排出をしていただきやすくなるという、そういうメリットがあると思います。そういうことで、まずは中小の事業者さんを、案外と行政が捕捉していないんですね。入れ替わり立ち替わりみたいなのところもありますし、最近、休業・廃業が増えていますし、新たに店舗を出されるというところもありますので、そういう意味では、事業者の登録制度を導入すると。そして、その上で排出指導とかいう啓発を行うというようなことで、制度の見直しをご検討いただけるといいかなというふうに思います。

こういうところでもよろしいでしょうか。〇〇委員、どうぞ。

○委員

先ほど〇〇委員からもお話があったように、事業系の古紙の回収というのが、実際に行っているんですけど、意外に利用される方は少ないなど。

排出指導の方法の中で1つ気になるのが、大企業の方、中小企業は関係ないですが、「ちやんとごみと分別してくださいね」というお願いはしているんですけども、それが分別してどうなっているかを行政が把握しているのかというのが1つの心配です。集めている業者が廃棄物業者のところだと、廃棄物業者がまとめて集めちゃっていると、燃やせる物は燃やしちゃっている可能性がある。だから、その辺をしっかりと調査していかないと、きちんとした分別、リサイクルがされているのかという調査ができない。先ほど会長がおっしゃったように、金沢なんかは、ごみ規制して、事業系ごみは一切清掃工場に搬入停止になったじゃないですか。23区もそういったことを考える前に、まずはそこをきっちりやって、廃棄物業者が集めた物に関して、しっかりとした分別ができていないかの調査は必要かと思っております。

○会長

そうですね。多摩地域ですと、有料の指定袋。これも結構高いですけども、そして資源化についても、やはり指定袋があって、有料で収集するというようなことも行われているところがありますね。

いずれにしても、最近、中野区がやっておりますけれども、中小の事業者をきちんと捕捉するという、まずそこからきちんとやるということが非常に重要ではないかと思えます。

それでは、次の議題に移ってもよろしいでしょうか。「高齢化社会にふさわしいリサイクル・清掃事業のあり方の検討」です。お願いします。

○事務局（リサイクル清掃課長）

それでは、資料2の8ページをご覧ください。「高齢化社会にふさわしいリサイクル・清掃事業のあり方の検討」についてです。

北区の高齢者人口は、平成30年1月1日現在で87,900人であり、総人口の25.3%を占めております。ひとり暮らしの高齢者や介護保険の要介護・要支援認定者の数は、今後も増加傾向が見込まれています。高齢者やその家族を地域で支えるために、関係機関との連携・協力が必要となっており、また高齢者は安否確認の声かけやごみ出し等の簡単な手助けが必要であると考えています。

そこで、清掃事務所では、ごみをご自身で出せない65歳以上の高齢者や障害者の方々を対象に「訪問収集」、75歳以上の一定の要件が当てはまる方を対象に「ふれあい訪問収集」を実施しています。過去3年間の実績は、お示しのとおりとなっています。

次に、課題についてです。まず、訪問収集とふれあい収集の収集品目の拡大の要望があることをございます。利用者からは、びん・缶回収の要望がありますが、びん・缶・ペットボトルは、区が町会自治会と協働で資源回収をしている事業で、売却金を連合長会単位

に還元している事業であること。また、訪問収集での品目が増えることにより、回収ルートの変更による人員機材の見直し、収集日の変更なども必要となることから、清掃事務所とリサイクル清掃課の業務分担を見直し、町会自治会の理解を得ながら品目拡大の検討を行う必要があると考えています。

次に、訪問収集で求められる行政対応についてです。訪問収集は、介護事業者との調整や、地域のごみ出し状況なども把握した上で、本人から個人情報を含む事情を聴取し、申請の受付を行っています。また、介護事業者も交えて、区の職員と申請者の三者で面談を行い、丁寧な説明を行った上で訪問収集を実施しています。高齢化に伴う利用者の増加が見込まれる中で、訪問収集に対応できる職員の確保が課題となっています。

続きまして、資料3に基づきまして、先進の自治体の事例をコンサルタントから説明させていただきます。

○コンサルタント

資料3の7ページをご覧ください。高齢者支援の事例を紹介しています。

まず一番上に図を載せておりますが、これは国立環境研究所が作成しています「高齢者ごみ出し支援ガイドブック」のフロー図を転用しております。高齢者のごみ出しの困難といっても、不適切なごみ出しをするとか、ごみ出しができない。また、高齢者にしてみれば、無理なごみ出しを続けるなど、いろいろな支障が生じているということがよくわかる図になっております。

次に、事例の紹介をさせていただきます。東大和市の事例です。ごみ出しガイドブックを、文字やイラストを大きくして、内容を簡素化し、わかりやすい物を作成し、全戸に配布しているという事例でございます。

水俣市の事例です。生ごみの分別を行っていますが、高齢者や障害者で生ごみの分別が困難な人を対象に、「分別ご免除シール」というシールを交付してありまして、このシールが貼られた可燃ごみ袋は、生ごみが混入していても、少々分別がきれいにできていなくても収集するという支援を行っています。

8ページです。これは、日野市の事例です。一般的に高齢者のごみ出しは、各戸収集になるとかなり改善されると言われておりますが、集積所にごみ出しをしなくてよくても、ヘルパーさんや生活支援の親族が来る日とごみ収集が異なる場合、収集日当日にごみを出すことが難しい場合もあるそうです。こうした世帯に対応するため、指定日以外でもごみを出しておく「ハンディキャップボックス」を配布し、ハンディキャップボックスあるいはシールを貼っているごみ袋は、事情により指定日以外に集積所に出されているということを市民に周知・理解を図っているという事例でございます。

以上でございます。

○会長

ありがとうございました。いかがでしょうか。〇〇委員、どうぞ。

○委員

訪問収集とか、ふれあい訪問収集の中で、例えば実際にごみが出てないとかで、安否確認ができて助かったとか、もしそういった事例などあったら、ご紹介いただければと思います。

○会長

所長さん、おねいします。

○事務局（清掃事務所長）

ちょっと例でないんですけども、まず、ふれあい訪問収集で安否確認ですが、ごみ出しがない場合は、ケアマネージャーにその日のうちに連絡しております。これは、月に数件ございます。

それから、これは私が聞いた話ですけども、たしか、ふれあい訪問収集で出てないので、それで、トントンと叩いても声がなくて、中に入っていけないので、中をのぞいたら倒れていたのかで、それで救急車を呼んだか、ちょっと記憶にないんですけども、その方は助かったという事例が1件、収集担当者から聞いた事例がございます。

以上でございます。

○委員

ありがとうございます。私もこの訪問収集の他地域でご相談を受けたときに、ご紹介とかさせていただいて、ほんとうに助かっているというお声を聞いていますので、ぜひ今すばらしい活躍というか、人の命を助けることができる、ほんとうに新たな高齢化に伴って、こういった要望というんですか、役割がすごく重要になってくると思いますので、ぜひ頑張ってくださいと思います。

以上です。

○会長

頑張ってくださいと思います。では、○○委員、どうぞ。

○委員

今、○○委員がおっしゃったようなことですけども、ほんとうに団地は4階まではエレベーターがないんですね。そうすると、やはり4階の高齢者は下まで降りてこられない方が結構たくさんいらっしゃる。そこで包括支援センターと連絡をとって、私も前に民生委員をしておりましたので、そういうことをつないで、業者の方に行っていただく。最初の回るときも話したと思うんですけども、そういうことがほんとうに助かっております。本人たちも、ほんとうに喜んでおりますので、この制度はぜひ続けていっていただきたいと私は切に思っております。ほんとうにありがとうございますと言いたいです。これからもよろしく願いいたします。

以上です。

○会長

ありがとうございました。

○委員

①の拡大の要望というところですが、これは町会自治会の連合会長さんもおいでになりますし、そういう人たちに今後聞かなければいけないと思いますし、それから〇〇委員も〇〇委員も非常に御苦労なさって、リサイクル活動にご支援いただいていると思いますが、実は、びん・缶・ペットボトルの収集については、私の記憶である限り、これは「北区ルール」と言いまして、リサイクルの先駆けで北区が、田端と浮間、その当時の先導者の方が、今はもうお亡くなりになりましたけれども、そういうルールに基づいて、まず始め、それが23区のルールへと位置づけられたという歴史的なことを私たちはしっかり理解しながら、その中に今、高齢化社会、そしてこういうものに対する拡大の要望がある。そういうこともしっかりバランスよく考えながらやっていかなければいけないと思います。

ですから、例えば18,000人の方の中の、仮に平成29年度ですと738人、何パーセントかわかりませんが、そういう人のことを考えてみますと、例えば該当する町会自治会、もちろんこれは相談しなければいけないですけど、そういうこともしっかり行政としては、これはほんとうに北区ルール、それが23区ルールに位置づけられたという歴史的な重みも考慮していただきながら、町会自治会の皆さんとも相談しながら進めていただければありがたいなと思っております、そこら辺の認識をしっかり持ってやっていただきたいなということを言いたかったために意見を申し上げさせていただきました。

○会長

ありがとうございます。いろいろなご意見を頂戴いたしました。北区の訪問収集というのは、23区の中でも非常に充実しているという定評がありまして、北区の訪問収集サービスをさらにニーズに応じて拡充していただくということで、最近では収集業務の民間委託なども行われているようですけれども、やはり、このところは、きちんと守秘義務もある市職員が収集を担当するというので、区民の方の安心感も得られるということですので、ぜひ人材の育成とか収集体制の拡充を区にはお願いしておきたいと思えます。

それでは、次に最後の議題です。「清掃事業関連施設の再編・有効活用」です。お願いします。

○事務局（リサイクル清掃課長）

それでは、資料2の9ページをご覧ください。「清掃事業関連施設の再編・有効活用」についてです。

現在、清掃事業で使用している施設につきましては、10ページ目をご覧ください。10ページでお示しの施設となっております。

戻っていただいて、清掃事業は、民間事業者への委託などの外部化を進めておりまして、事業内容の変更に伴い、関連施設を北区公共施設再配置方針に従いまして整理する必要があると思っております。

平成32年度以降、廃止を予定している施設は、お示しのとおりとなっております。

次に、課題についてです。まず、清掃事務所などの事業を行いながらの施設の更新につ

いてです。清掃事業は清掃車両を使用して行う事業ですので、清掃関連施設は、一定の土地面積や道路への出入りのしやすさ、住宅専用地に設置できないなど、さまざまな条件がございます。清掃事業は、休止することができない事業であるため、施設の更新や統合に当たっては、事業が継続できることが条件となります。一般的には、仮移転先を確保して施設を更新・統合することになりますと、北区内で清掃事業に使用できて、一定の規模の仮移転先を確保することはなかなか困難な状況です。

次に、民間事業者への委託等を進める上での課題についてです。委託会社から北区の現場に車で収集に来る場合、路上での待機などは近隣の区民の方から苦情を受けることが多くあります。また、作業員の昼食やトイレ休憩などは、作業時の汚れや臭いなどもあることから、店舗や休憩場所の利用がなかなか難しいという問題もあります。現在は、委託により発生した清掃関連施設内の空きスペースを活用しまして、休憩や食事をとっています。

今後、委託等の推進に合わせて施設を統合し、全体の施設規模が縮小した場合、休憩のたびに、いわゆる委託会社に戻るのでは、清掃事業を時間内に終わらせることはなかなか難しいと考えております。

そのために、施設の再編・統合に当たりましては、活用する民間事業者の状況も踏まえながら整備計画を立てていくことが課題であると考えているところです。

以上です。

○会長

ありがとうございました。皆さんから、ご意見ございましたら、お願いします。

北区には、収集の請負委託をできる業者さんがいないというような状況で、他区から来ていると。他区に車庫があって、そこから来ているというような状況で、効率化の観点のみを重視して再編をするというと、委託業者の作業員から、きちんと食事をしたいという場所を確保できないというような、あるいは手洗いを使えないとか、そういうふうな問題も出てくるということで、委託会社の従業員の労働環境にも配慮が必要ではないかと、こういうふうな趣旨の資料です。

これについては異論ないですよ。当然のことですよ。そういうことで、施設の再編、委託推進というような状況の中で、労働環境のことも考えて、長い目で見ると、結局、委託作業員の方の労働環境が悪くて人が集まらないということ、区民サービスが低下するということにもつながりかねないということです。当審議会としましては、もう一度申し上げますと、この委託の作業員の労働環境にも十分な配慮をしていただきたいということで、この審議会としては要望を出しておきたいということです。

○委員

まとめ方はそれでいいと思いますけれども、これは、この長期計画というのは、10年ぐらいの中で、こういうものをしっかり対応しなければいけないのではないかと問題意識の中での課題設定でしょうか。

○会長

いえ、10年というよりは……。

○委員

5年ですか。

○会長

資料の10ページ目、清掃事業関連施設一覧というのがありまして、この中で、平成31年度事業休止、閉鎖管理中とか、こんな感じで施設……。

○委員

委託会社ではないでしょう。公共施設でしょう。

○会長

会社の作業員がこういう施設を利用しているわけですよね。そういう施設を利用できなくなって、手洗いにも困るということですよね。

○委員

そうすると、例えば、この①から⑦、わかりませんが、これは再編成し、なおかつ、例えば再編成して残ったところにそういう清掃委託業者の施設みたいなものをつくってやりたいなという、そんなニュアンスですか。

○会長

そうではないですけども、区のほうから、このところをご説明いただけますか。

○事務局（リサイクル清掃課長）

まず、10ページでお示しの施設は7カ所ございますが、今、委員長からお話があった事業の休止が決まっているのが2番目の堀船清掃作業所で、その他は、閉鎖管理中なのが5番目の滝野川分室です。こちらについては、考え方としましては、公共施設の再配置方針に基づきまして、縮小せざるを得ない施設と事務局としては考えているところです。

そのほかの5の施設につきましては、平成31年度末に清掃事業が東京都から移管され20年が経過します。20年が経過しますと「清掃事業のために使用する。」としている用途指定が無くなります。用途指定が無くなりますと、区では清掃事業以外の用途で施設の活用が可能となります。

従いまして、お示しの5施設については、いろいろな考え方のもとに施設の活用計画を立てていく必要があると思っていますということでございます。

以上です。

○会長

よろしいですかね。それでは、一応全ての議題についてご意見をいただき、まとめてまいりましたので、以上のような形でまいりたいと思います。

事務局から連絡事項等ございましたら、お願いします。

2 その他

(1) 事務連絡について

○事務局（リサイクル清掃課長）

まず、冒頭にお話ししましたとおり、資料1でございますが、2回目の議事録の確認でございますが、何かございましたら、来週の8月31日の午前中までにお知らせください。

また、本日の審議事項につきまして、何か追加で意見等ございましたら、同様に8月31日の午前中まで、こちらはメールか書面でご連絡をいただきたいと思っております。

続きまして、資料5をご覧いただきたいと思っております。次回の第4回審議会のお話でございます。9月28日、金曜日。場所は、北清掃工場の会議室でございます。13時から北清掃工場の見学を行いながら、14時から審議会を開催させていただく予定でございます。せっかくの機会でございますから、北清掃工場のご視察もぜひご出席くださいますよう、お願いをいたします。詳細につきましては、改めてご通知をさせていただきます。

次に、2月上旬に開会を予定しておりました第6回の審議会でございます。小委員会にて調整した上、1月28日の月曜日、14時から、本日と同じ第二委員会室で開催をさせていただきたいと思っております。お忙しいところ恐縮でございますが、答申を予定しておりますので、ご出席をいただきますよう、お願いをいたします。

事務局からは以上でございます。

○会長

ありがとうございました。若干時間がオーバーしましたがけれども、熱心なご議論をいただきまして、ありがとうございました。

それでは、これをもちまして第3回北区資源循環推進審議会を終了したいと思います。お疲れさまでした。

閉会（16:18）